

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

熊本県人事委員会委員長談話（平成22年10月12日）

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

職員の給与改定に当たっては、社会情勢の動向等も踏まえながら、民間の給与水準と均衡させることを基本としており、本年の調査の結果、職員の月例給、特別給（ボーナス）がいずれも民間を上回っていることから、月例給について引下げを行うとともに、特別給についても年間で0.2月分引き下げる内容の勧告を行いました。月例給及び特別給の引き下げは2年連続となり、これにより職員の年間給与は平均で8万3千円（1.4%）の減となります。

また、優秀な人材を安定的に確保するため、獣医師に対する初任給調整手当の支給について勧告しました。

職員の人事・給与等に関する今後の課題としては、人事・給与制度として、勤務実績の給与への反映、高齢期の雇用問題、労働基本権の問題及び女性職員の登用について、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、総実勤務時間の短縮、職員の健康管理、両立支援等について報告しております。これらの中でも、高齢期の雇用問題及び労働基本権の問題については、本県の人事給与制度に大きく影響することから、国の動きを十分注視していく必要があると考えます。

人事委員会の報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものです。本制度が正しく適用されることにより、県民からの理解が得られるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて行政運営の安定に寄与するものと考えています。

職員にあっては、財政問題をはじめとして、県行政を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあります。全体の奉仕者としての自覚を持ち、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に努め、これまで以上に県民の期待と信頼に応えるよう、一層職務に精励されることを期待します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う報告・勧告制度の意義と、それぞれの職場で、使命感を持って毎日の職務に精励している多くの職員がいることについて深い御理解を賜りたいと存じます。